

違法な年金担保融資にご注意ください！！

年金受給者の皆様へ

独立行政法人福祉医療機構が実施する年金担保貸付制度は、令和4年3月末で新規申込受付を終了します。

※年金担保貸付制度は、国民年金及び厚生年金保険に基づく年金受給権を担保として融資することが法律で唯一認められた制度です。

令和4年4月以降に

年金受給権を担保とした金銭の借入申込を受けるものは

例外なく全て、違法な年金担保融資となります。

「年金を担保にして、お金を借りることができる」等と宣伝して勧誘を行う

「違法な年金担保融資」にくれぐれもご注意ください。



重要な お知らせ

- 年金担保貸付制度は、平成22年12月の閣議決定により、事業の廃止が決定され、令和2年の年金法改正において、関係法律の改正が行われました。
また、新規申込受付を終了する令和4年3月末までの間は従来通りの申込が可能です。
制度の詳細については、「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」をご確認ください。
- 生活資金の工面や多重債務にお困りの方は、**まずは自立相談支援機関や多重債務相談窓口**等にお問合せください。

生活資金等でお困りの方へ



自立相談支援事業等について

◆自立相談支援事業

相談いただいた内容に応じて、どのような制度やサービスが必要かを一緒に考え、具体的な問題の解決に向けた計画を作成し、寄り添いながら支援を行います。

また、より具体的に収支状況の改善に向けた**家計改善支援事業**（家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、必要に応じて貸付のあっせん等）の利用をご案内することがあります。

（お問合せ先）

お住まいの地域の自立相談支援機関等

（最寄りの相談先がご不明の場合には、お住まいの市区町村にご確認ください）

自立相談支援機関 相談窓口一覧：<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>





◆生活福祉資金貸付制度

一定の審査要件を満たす方は社会福祉協議会が実施する「**生活福祉資金貸付制度**」を利用することができます。

※貸付を希望される方は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

多重債務に関する相談について

複数の債務（多重債務）があり、返済にお困りの方は、下記の相談窓口にご相談ください。

名称	TEL・URL等
金融庁	(URL) 金融庁ホームページ 多重債務についての相談窓口 https://www.fsa.go.jp/soudan/index.html 
消費者ホットライン188	(TEL) 188 ※お住まいの地域の消費生活相談窓口をご案内します ----- (URL) 消費者庁ホームページ https://www.caa.go.jp/consumers/damage/ 
法テラス（日本司法支援センター） ※法的トラブル解決のための公的な総合案内所	(TEL) 0570-078374 ※平日：9時～21時 土日：9時～17時 ----- (URL) 法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/